三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岡山県新見市大佐小阪部字水谷二五四六の一、字鑪阪二六四六から二六四八まで、二六五八、二六五九、字荒神之元二六五一、二六五六の二、字荒神元二六五三、二六五四の一、二六五六の一、二六五七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水谷二五四六の一・字鑪阪二六四七・二六四八・字荒神之元二六五一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市黒川字廣蔵一二五、字眞竹一八九の一、二四六、四四九、四五〇の二、四六一の一、四六二の三、字宮ノ向一〇一五の五、一〇一七の一、一〇二三の八、一〇三〇、一〇六八の三、一〇六八の四、一〇六八の七、一〇六八の二九、一〇六九、一〇七二の一、一一九二、一一九九の三、一二〇〇の二、一二二一の六、一二二一の一〇、一二二一の一二から一二二一の一四まで、一二二一の二七から一二二一の二九まで、字長迫一二二五の六四、一二五〇の二、一二五〇の四、一四〇七、一四一三、字宮園二〇一三、字馬場二四四五の一、字松尾二五四一の一、二五五三、二五五四、字百石三八六一、三八四の一、字カジノ上四三四一、四三四二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字廣蔵一二五・字眞竹一八九の一・二四六・四四九・四五〇の二・四六一の一・四六二の三・字宮ノ向一〇一五の五・一〇一七の一・一〇二三の八・一〇三〇・一〇六八の三・一〇六八の四・一〇六八の七・一〇六八の二九・一〇六九・一〇七二の一・一一九二・一一九九の三・一二〇〇の二・一二二一の六・一二二一の一〇・一二二一の一二から一二二一の一四まで・一二二一の二七から一二二一の二九まで・字長迫一二二五の六四・一二五〇の三・一二五〇の四・一四〇八・一四一三・字宮園二〇一三・字馬場二四四五の一・字松尾二五四一の一・二五五三・二五五四・字百石三八六一・三八四の一・字カジノ上四三四一・四三四二（以上四十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町北川内字舟木三二〇七、三二一一、上陽町久木原字小渕二の一、字小渕平一四五の一から一四五の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区大字大里字コウチ上五九七三の一二・五九七三の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字中切畑上六一七四、六一七五、六一八三、六一八六、六一七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中切畑上六一八三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字高牟禮一六九七、一六九八、一六九九の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備